

## 熊本県地域健康管理事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、水俣病が発生した地域に居住している者が有している健康上の不安の軽減又は解消を図ることを目的として実施する地域健康管理事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 地域健康管理事業の対象者は、水俣市、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、天草市御所浦町の区域、鹿児島県出水市のうち平成18年3月12日において出水市であった区域又は同県出水郡長島町のうち平成18年3月19日において東町であった区域に昭和43年12月31日以前に居住し、現在水俣市、芦北町、津奈木町又は天草市御所浦町の区域に居住している者とする。

### (事業内容)

第3条 県が行う地域健康管理事業は、次のとおりとする。

(1) 健康診査

対象者に対し、メチル水銀による健康影響に関する別表1に定める項目の健康診査を実施する。

(2) 健康診査後の指導

健康診査の結果、指導又は医療の必要性があると判定された者に対し、生活上及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行うことができる。

(3) 健康教室

健康増進を目的とした講習会や行事等の健康教室を開催することができる。ただし、講習会や行事毎の参加者は、対象者が過半数を占めるものとする。

(4) 訪問保健指導

対象者のうち、その心身の状況や、置かれている環境などで療養上の訪問保健指導が必要と認められる者及びその家族に対し、保健師等が家庭を訪問し、生活上及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行うことができる。ただし、健康増進法あるいは介護保険法に基づく訪問指導を受ける場合を除く。

(5) メンタルヘルス・ケア

対象者に対し、心の健康増進に資することを主眼として、精神保健福祉士や臨床心理技術者等の専門家による個別ケアを行うことができる。

(6) 地域健康管理事業従事者研修

地域健康管理事業従事者研修を実施し、地域健康管理事業に従事する者の養成及び資質の向上を図ることができる。

2 前項第1号又は第2号に関し、既存の健康診査制度を活用してこれを実施する場合、当該健康診査制度において実施する内容が同号に定める事業と重複するものについては、当該健康診査制度を活用することとする。

### (実施方法)

第4条 県は、地域健康管理事業について、対象者が現在居住している市又は町に委託して実施するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成4年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成9年8月12日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成10年6月9日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月12日から施行し、平成24年7月17日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年(2019年)10月3日から施行する。

別表1 (第3条関係)

必須 実施 項目	問診等、尿検査(糖、蛋白)、GOT、GPT、 $\gamma$ GTP、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪及び血糖又はヘモグロビンA1c ※ただし、問診等は次の項目を含むものとする。 1 日常生活動作に関する項目 2 神経症状に関する項目
選択 実施 項目	尿検査(潜血)、末梢血液一般(RBC、Hb、Hct)、ヘモグロビンA1c、12誘導心電図、眼底、ChE、T-Bil、ALP、総蛋白、BUN、尿酸、CPK、LDH、血清アルブミン、血清クレアチニン、 $\beta$ 2マイクログロブリン、LP(a)、アポ蛋白、HBs抗原、HCV抗体